

参考資料

平成 29 年第 4 回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その1)

議案第 126 号	堺市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例	1
議案第 127 号	堺市営住宅条例の一部を改正する条例	3
議案第 128 号	堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例	7
議案第 129 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	33

<議案第126号 堺市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例>

堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（同意の基準）</p> <p>第4条 市長は、前条第2項の規定に基づき同意を求められた場合において、当該同意の申出に係るラブホテルの敷地が次の各号に掲げる地域、区域又は土地にあるときは、同項の同意をしてはならない。ただし、当該同意の申出に係る建築が法令に基づき防災上必要な措置を命ぜられたもので、やむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらの地域の周囲おおむね100メートル以内の区域</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（同意の基準）</p> <p>第4条 市長は、前条第2項の規定に基づき同意を求められた場合において、当該同意の申出に係るラブホテルの敷地が次の各号に掲げる地域、区域又は土地にあるときは、同項の同意をしてはならない。ただし、当該同意の申出に係る建築が法令に基づき防災上必要な措置を命ぜられたもので、やむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、<u>準住居地域及び田園住居地域</u>並びにこれらの地域の周囲おおむね100メートル以内の区域</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>2 （略）</p>

<議案第127号 堺市営住宅条例の一部を改正する条例>

堺市営住宅条例（平成9年条例第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 市営住宅の設置及び管理</p> <p> 第1節 市営住宅の設置（第3条）</p> <p> 第2節 市営住宅の整備基準（第3条の2—第3条の15）</p> <p> 第3節 市営住宅の入居（第4条—第11条）</p> <p> 第4節 使用料及び保証金（第12条—第19条）</p> <p> 第5節 入居者の費用負担及び保管義務（第20条・第21条）</p> <p> 第6節 収入超過者等の認定等（第22条—第27条）</p> <p> 第7節 市営住宅の明渡し（第28条—第32条）</p> <p>第3章 社会福祉法人等による公営住宅の使用（第33条—第37条）</p> <p>第4章 特定公共賃貸住宅としての公営住宅又は改良住宅の使用（第38条—第41条）</p> <p>第5章 公営住宅に準じて管理する住宅としての改良住宅の使用（第42条—第45条）</p> <p>第6章 駐車場の管理（第45条の2—<u>第45条の13</u>）</p> <p>第7章 雑則（第46条—第58条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 市営住宅の設置及び管理</p> <p> 第1節 市営住宅の設置（第3条）</p> <p> 第2節 市営住宅の整備基準（第3条の2—第3条の15）</p> <p> 第3節 市営住宅の入居（第4条—第11条）</p> <p> 第4節 使用料及び保証金（第12条—第19条）</p> <p> 第5節 入居者の費用負担及び保管義務（第20条・第21条）</p> <p> 第6節 収入超過者等の認定等（第22条—第27条）</p> <p> 第7節 市営住宅の明渡し（第28条—第32条）</p> <p>第3章 社会福祉法人等による公営住宅の使用（第33条—第37条）</p> <p>第4章 特定公共賃貸住宅としての公営住宅又は改良住宅の使用（第38条—第41条）</p> <p>第5章 公営住宅に準じて管理する住宅としての改良住宅の使用（第42条—第45条）</p> <p>第6章 駐車場の管理（第45条の2—<u>第45条の16</u>）</p> <p>第7章 雑則（第46条—第58条）</p> <p>附則</p>

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市営住宅 次に掲げる堺市営住宅（その附帯施設を含む。）をいう。

ア 公営住宅 市が設置する堺市営住宅で、法第2条第2号に規定する公営住宅

イ 改良住宅 改良法第2条第1項に規定する住宅地区改良事業の施行に伴い、住宅に困窮することとなる者に使用させるために同法第17条の規定により建設した堺市営住宅（店舗及び作業場を含む。）

ウ コミュニティ住宅 国土交通大臣の承認を受けた整備計画に基づく密集住宅市街地整備促進事業の施行に伴い、住宅に困窮することとなる者に使用させるために建設した堺市営住宅

エ 更新住宅 国土交通大臣の承認を受けた改良住宅の建替事業の施行に伴い、住宅に困窮することとなる者に使用させるために建設した堺市営住宅

(2)・(3) (略)

(公営住宅建替事業に係る使用料の特例)

第30条 市長は、法第40条第1項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の使用料が従前の公営住宅の最終の使用料を超えることと

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市営住宅 次に掲げる堺市営住宅（その附帯施設を含む。）をいう。

ア 公営住宅 市が設置する堺市営住宅で、法第2条第2号に規定する公営住宅

イ 改良住宅 改良法第2条第1項に規定する住宅地区改良事業の施行に伴い、住宅に困窮することとなる者に使用させるために改良法第17条の規定により建設した堺市営住宅（店舗及び作業場を含む。）

ウ コミュニティ住宅 国土交通大臣の承認を受けた整備計画に基づく密集住宅市街地整備促進事業の施行に伴い、住宅に困窮することとなる者に使用させるために建設した堺市営住宅

エ 更新住宅 国土交通大臣の承認を受けた改良住宅の建替事業の施行に伴い、住宅に困窮することとなる者に使用させるために建設した堺市営住宅

(2)・(3) (略)

(公営住宅建替事業に係る使用料の特例)

第30条 市長は、法第40条第1項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の使用料が従前の公営住宅の最終の使用料を超えることと

なり、かつ、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第12条第1項、第23条第1項又は第26条第1項の規定にかかわらず、令第11条に定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。

(改良住宅の建替事業に係る使用料の特例)

第30条の2 市長は、改良住宅の建替事業の施行に伴い住宅を失った入居者を新たに建設した更新住宅に入居させる場合において、新たに入居する更新住宅の使用料が従前の住宅の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条及び第23条第1項の規定にかかわらず、令第11条に規定する減額の方法の例により、当該入居者の使用料を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の使用料の特例)

第31条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅又は改良住宅等に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅又は改良住宅等の使用料が従前の公営住宅の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第12条第1項、第13条第1項、第23条第1項又は第26条第1項の規定にかかわらず、令第11条に定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。

なり、かつ、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第12条第1項、第23条第1項又は第26条第1項の規定にかかわらず、令第12条に定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。

(改良住宅の建替事業に係る使用料の特例)

第30条の2 市長は、改良住宅の建替事業の施行に伴い住宅を失った入居者を新たに建設した更新住宅に入居させる場合において、新たに入居する更新住宅の使用料が従前の住宅の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条及び第23条第1項の規定にかかわらず、令第12条に規定する減額の方法の例により、当該入居者の使用料を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の使用料の特例)

第31条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅又は改良住宅等に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅又は改良住宅等の使用料が従前の公営住宅の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第12条第1項、第13条第1項、第23条第1項又は第26条第1項の規定にかかわらず、令第12条に定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。

(改良住宅等の用途の廃止による他の改良住宅等への入居の際の使用料の特例)

第31条の2 市長は、改良住宅等の用途の廃止による改良住宅等の除却に伴い当該改良住宅等の入居者を他の改良住宅等に入居させる場合において、新たに入居する改良住宅等の使用料が従前の改良住宅等の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条、第23条第1項又は第26条第1項の規定にかかわらず、令第11条に規定する減額の方法の例により、当該入居者の使用料を減額するものとする。

(改良住宅等の用途の廃止による他の改良住宅等への入居の際の使用料の特例)

第31条の2 市長は、改良住宅等の用途の廃止による改良住宅等の除却に伴い当該改良住宅等の入居者を他の改良住宅等に入居させる場合において、新たに入居する改良住宅等の使用料が従前の改良住宅等の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条、第23条第1項又は第26条第1項の規定にかかわらず、令第12条に規定する減額の方法の例により、当該入居者の使用料を減額するものとする。

<議案第128号 堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例>

堺市道路占用料条例（昭和28年条例第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（占用料の額及び算定方法）</p> <p>第2条 占用料は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 占用料の額の算定方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは線類等の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルに切り上げて算定する。</u></p> <p>(4)・(5)・(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、占有期間が10日未満であるときは、占用料を徴収しない。</u></p> <p>（延滞金）</p> <p>第10条 占用料の督促を受けた者が、その指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、<u>督促状指定期日を翌日から納付の日までの日数に応じ、占用料滞納額につき年14.5パーセントの割合で計算した</u></p>	<p>（占用料の額及び算定方法）</p> <p>第2条 占用料は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 占用料の額の算定方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて算定する。</u></p> <p>(4)・(5)・(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、占有期間が10日未満であるとき、及び算定した占用料の額が道路の占有1件につき1円に満たないときは、</u>占用料を徴収しない。</p> <p>（延滞金）</p> <p>第10条 占用料の督促を受けた者が、その指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、<u>督促状指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、占用料滞納額につき年14.5パーセントの割合で計算した</u></p>

延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額が100円に満たないときは、徴収しない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりとする。

(延滞金等の減免)

第11条 災害、不測の事故その他市長においてやむをえない事由があると認めるときは、延滞金、督促手数料を減免することができる。

別表 (第2条関係)

占有物件		単位	占有料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,300円
	第2種電柱		2,000円
	第3種電柱		2,700円
	第1種電話柱		1,200円
	第2種電話柱		1,900円
	第3種電話柱		2,600円
	その他柱類		120円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	12円
	地下に設ける電線その他の線類		7円
	路上に設ける変圧器		1個につき1年

延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額が100円に満たないときは、徴収しない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりとする。

(延滞金等の減免)

第11条 災害、不測の事故その他市長においてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金又は督促手数料を減免することができる。

別表 (第2条関係)

占有物件		単位	占有料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,600円
	第2種電柱		2,400円
	第3種電柱		3,300円
	第1種電話柱		1,400円
	第2種電話柱		2,200円
	第3種電話柱		3,100円
	その他柱類		140円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	14円
	地下に設ける電線その他の線類		8円
	路上に設ける変圧器		1個につき1年

	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	710円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,400円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		990円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3,400円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,400円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	50円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		71円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		110円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		140円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		210円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		280円

	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	840円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,800円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,200円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3,400円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,800円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	59円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		84円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		130円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		170円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		250円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		340円

	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		<u>500円</u>		外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		<u>590円</u>
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		<u>710円</u>		外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		<u>840円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>1,400円</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>1,700円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	<u>710円</u>		その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	<u>840円</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メ ートルにつき1年	<u>2,400円</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メ ートルにつき1年	<u>2,800円</u>
法第32 条第1項 第5号に 掲げる施 設	地下街 及び	階数が1のもの	Aに0.004を 乗じて得た額	法第32 条第1項 第5号に 掲げる施 設	地下街 及び	階数が1のもの	Aに0.005を 乗じて得た額
	地下室	階数が2のもの	Aに0.007を 乗じて得た額		地下室	階数が2のもの	Aに0.008を 乗じて得た額
		階数が3以上の もの	Aに0.008を 乗じて得た額			階数が3以上の もの	Aに0.01を乗 じて得た額
		上空に設ける通路	1,700円			上空に設ける通路	1,700円
	地下に設ける通路	1,000円	地下に設ける通路		1,000円		
その他のもの	<u>2,400円</u>	その他のもの	<u>2,800円</u>				
法第32 条第1項	祭礼、縁日等の際し、一時的 に設けるもの	占用面積1平方メ ートルにつき1日	34円	法第32 条第1項	祭礼、縁日等の際し、一時的 に設けるもの	占用面積1平方メ ートルにつき1日	34円

第6号に掲げる施設	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	340円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	340円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,400円
	標識		1本につき1年	1,900円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	34円
		その他のもの	1本につき1月	340円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	34円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	340円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,400円	
	その他のもの		1,700円	
令第7条第2号に掲げる発電設備			占用面積1平方メートルにつき1月	2,400円

第6号に掲げる施設	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	340円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	340円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,400円
	標識		1本につき1年	2,200円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	34円
		その他のもの	1本につき1月	340円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	34円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	340円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,400円	
	その他のもの		1,700円	
令第7条第2号に掲げる発電設備			占用面積1平方メートルにつき1月	2,800円

令第7条第3号に掲げる施設	—トルにつき1年	Aに0.028を 乗じて得た額	令第7条第3号に掲げる施設	—トルにつき1年	Aに0.034を 乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	340円	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	340円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		240円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		280円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.012を 乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	Aに0.013を 乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗 じて得た額		上空に設けるもの	Aに0.024を 乗じて得た額
				地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	Aに0.005を 乗じて得た額
				階数が2のもの	Aに0.008を 乗じて得た額
				階数が3以上のもの	Aに0.01を乗 じて得た額

	その他のもの
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物 その他のもの
令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物 その他のもの
令第7条 第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの
令第7条第12号に掲げる器具	

Aに0.028を 乗じて得た額
Aに0.012を 乗じて得た額
Aに0.009を 乗じて得た額
Aに0.02を乗 じて得た額
Aに0.009を 乗じて得た額
Aに0.012を 乗じて得た額
Aに0.02を乗 じて得た額
Aに0.028を 乗じて得た額
Aに0.028を

	その他のもの
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物 その他のもの
令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物 その他のもの
令第7条 第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの
令第7条第12号に掲げる器具	

Aに0.034を 乗じて得た額
Aに0.013を 乗じて得た額
Aに0.009を 乗じて得た額
Aに0.024を 乗じて得た額
Aに0.009を 乗じて得た額
Aに0.013を 乗じて得た額
Aに0.024を 乗じて得た額
Aに0.034を 乗じて得た額
Aに0.034を

令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高速自動 車国道若しくは自動車専用 道路（高架のものに限る。） の路面下に設けるもの	乗じて得た額 Aに0.012を 乗じて得た額	令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高速自動 車国道若しくは自動車専用 道路（高架のものに限る。） の路面下に設けるもの	乗じて得た額 Aに0.013を 乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗 じて得た額		上空に設けるもの	Aに0.024を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.028を 乗じて得た額		その他のもの	Aに0.034を 乗じて得た額

堺市準用河川占用料条例（平成12年条例第25号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(流水占用料等の額等)</p> <p>第2条 市長は、別表に定める流水占用料等を、法第23条又は第24条に規定する許可を受けた者から、占用の開始の前に徴収する。ただし、許可の期間が<u>1年を超えるものに係る次年度以降の流水占用料等</u>については、それぞれの年度分を当該年度の5月31日までに徴収する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(流水占用料等の額等)</p> <p>第2条 市長は、別表に定める流水占用料等を、法第23条又は第24条に規定する許可（以下単に「許可」という。）を受けた者から、占用の開始の前に徴収する。ただし、許可の期間が<u>複数年度にわたる場合における次年度以降の流水占用料等</u>については、それぞれの年度分を当該年度の5月31日までに徴収する。</p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、市長は、既存の占用物件を継続して占有するに当たり新たに許可を受けた場合における初年度分の流水占用料等については、当該年度の5月31日までに徴収する。</u></p> <p>(流水占用料等の不還付)</p> <p>第4条 政令第18条第2項第2号に規定する場合を除き、既納の流水占用料等は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(督促手数料)</p> <p><u>第5条 流水占用料等を納期限内に納めない者に対して督促状を發したときは、督促状1通につき、郵便法（昭和22年法律第165号）第21条第1項の通常葉書の料金に相当する額の督促手数料を徴収する。</u></p> <p>(延滞金)</p>

(新設)

(新設)

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表 (第2条関係)

種別	占用の目的	単位	占用料 (年額)
第1種	工作物の設置を伴う土地の占用	1平方メートル	590円
第2種	工作物の設置を伴わない土地の占用	〃	120円
第3種	電柱、信号標その他これらに類するものに	1本	2,000円

第6条 流水占用料等の督促を受けた者が、その指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、督促状指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、流水占用料等滞納額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額が100円に満たないときは、徴収しない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりとする。

(延滞金等の減免)

第7条 災害、不測の事故その他市長においてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金又は督促手数料を減免することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表 (第2条関係)

種別	占用の目的	単位	占用料 (年額)
第1種	工作物の設置を伴う土地の占用	1平方メートル	590円
第2種	工作物の設置を伴わない土地の占用	〃	120円
第3種	電柱、信号標その他これらに類するものに	1本	2,400円

種	よる土地の占用			
第4種	上水管、電らん、ガス管その他これらに類するものによる土地の占用	外径10センチメートル未満のもの	1メートル	710円
		外径10センチメートル以上15センチメートル未満のもの	〃	110円
		外径15センチメートル以上20センチメートル未満のもの	〃	140円
		外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	〃	280円
		外径40センチメートル以上100センチメートル未満のもの	〃	710円
		外径100センチメートル以上のもの	〃	1,400円
		その他のもの	1平方メートル	710円
第5種	流水の占用	毎秒1立方メートル	664,400円	

種	よる土地の占用			
第4種	上水管、電らん、ガス管その他これらに類するものによる土地の占用	外径10センチメートル未満のもの	1メートル	84円
		外径10センチメートル以上15センチメートル未満のもの	〃	130円
		外径15センチメートル以上20センチメートル未満のもの	〃	170円
		外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	〃	340円
		外径40センチメートル以上100センチメートル未満のもの	〃	840円
		外径100センチメートル以上のもの	〃	1,700円
		その他のもの	1平方メートル	840円
第5種	流水の占用	毎秒1立方メートル	664,400円	

備考

- 1 占用の期間が1年に満たないときは、月割りをもって計算し、月の中途において占有を開始し、又は終了する場合における当該月については、それぞれ1月とする。
- 2 占用料の算定基礎となる占有面積、長さ又は水量について、1メートル、1平方メートル又は1立方メートルに満たない端数があるときは、これをそれぞれ1メートル、1平方メートル又は1立方メートルとする。
- 3 1件の占用料の額が100円に満たないものは100円とし、100円以上のものについて10円に満たない端数があるときは、これを10円とする。

備考

- 1 占用の期間が1年に満たないときは、月割りをもって計算し、月の中途において占有を開始し、又は終了する場合における当該月については、それぞれ1月とする。
- 2 占用料の算定基礎となる占有面積、長さ又は水量について、1メートル、1平方メートル又は1立方メートルに満たない端数があるときは、これをそれぞれ1メートル、1平方メートル又は1立方メートルとする。
- 3 占用の期間が1月に満たないときは、算定した占用料の額に100分の108を乗じて得た額とする。
- 4 1件の占用料の額が100円に満たないものは100円とし、100円以上のものについて10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

堺市法定外公共物管理条例（平成16年条例第51号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条～第2条（略） （行為の禁止）</p> <p>第3条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。 （1）略 （2）法定外公共物に土石（砂を含む。）、竹木等の物件を<u>たい積</u>すること。 （3）～（4）略 （行為の許可）</p> <p>第4条 法定外公共物において、次の各号のいずれかの行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。<u>許可を受けた事項</u>を変更しようとするときも、また同様とする。 （1）～（4）（略）</p> <p>2 市長は、<u>前項の許可</u>の際、法定外公共物の維持管理のために必要な条件を付けることができる。 （許可の期間）</p> <p>第5条 <u>前条第1項の許可</u>（以下「使用許可」という。）の期間は、5年（ガス、電気、電気通信、上水道、下水道等の公共公益事業の管理者が設置する施設の用に供する場合及び市長が特に必要がある</p>	<p>第1条～第2条（略） （行為の禁止）</p> <p>第3条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。 （1）略 （2）法定外公共物に土石（砂を含む。）、竹木等の物件を<u>堆積</u>すること。 （3）～（4）略 （行為の許可）</p> <p>第4条 法定外公共物において、次の各号のいずれかの行為をしようとする者は、市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。<u>使用許可を受けた事項</u>を変更しようとするときも、また同様とする。 （1）～（4）（略）</p> <p>2 市長は、<u>使用許可</u>の際、法定外公共物の維持管理のために必要な条件を付けることができる。 （許可の期間）</p> <p>第5条 <u>使用許可</u>の期間は、5年（ガス、電気、電気通信、上水道、下水道等の公共公益事業の管理者が設置する施設の用に供する場合及び市長が特に必要があると認める場合）<u>あつては、10年</u>を</p>

と認める場合にあつては、10年)を限度とする。

2 前項の期間は、更新することができる。

第6条 (略)

(使用料の徴収方法)

第7条 使用料は、使用の開始の前に、これを徴収する。ただし、当該許可の期間が1年を超えるものに係る次年度以降の使用料については、それぞれの年度分を当該年度の5月31日までに徴収する。

(新設)

第8条 (略)

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、天災その他特別の理由があると市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(新設)

限度とする。

2 前項の期間は、更新することができる。

第6条 (略)

(使用料の徴収方法)

第7条 使用料は、使用の開始の前に、これを徴収する。ただし、当該許可の期間が1年を超えるものに係る次年度以降の使用料については、それぞれの年度分を当該年度の5月31日までに徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、既存の使用物件に係る使用を更新した場合における更新後の初年度分の使用料については、当該年度の5月31日までに徴収する。

第8条 (略)

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、天災その他特別の理由があると市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(督促手数料)

第9条の2 使用料を納期内に納めない者に対して督促状を発したときは、督促状1通につき、郵便法(昭和22年法律第165号)

(新設)

(新設)

第10条～第13条 (略)

(市長以外の者の施行する工事等)

第14条 法定外公共物の維持管理のために必要な工事等を行おうとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する軽易な行為

第21条第1項の通常葉書の料金に相当する額の督促手数料を徴収する。

(延滞金)

第9条の3 使用料の督促を受けた者が、その指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、督促状指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、使用料滞納額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額が100円に満たないときは、徴収しない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりとする。

(延滞金等の減免)

第9条の4 災害、不測の事故その他市長においてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金又は督促手数料を減免することができる。

第10条～第13条 (略)

(市長以外の者の施行する工事等)

第14条 法定外公共物の維持管理のために必要な工事等を行おうとする者は、あらかじめ市長の承認(以下「施行承認」という。)を受けなければならない。ただし、草刈り、軽易な障害物の処分その

については、この限りでない。

(工事原因者の工事の施行等)

第15条 市長は、法定外公共物に関する工事以外の工事により必要を生じた法定外公共物に関する工事又は法定外公共物を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは法定外公共物の補強、拡幅その他法定外公共物の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為により必要を生じた法定外公共物に関する工事又は法定外公共物の維持を、当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。

2 前条若しくは前項に規定する工事又は行為をするために必要な工事又は維持に要する費用は、当該工事又は行為を行う者の負担とする。

(監督処分)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、使用許可若しくは第14条の承認(以下「施行承認」という。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は法定外公共物を原状に回復するよう命ずることができる。

(1)～(3) (略)

2 (略)

他これらに類する軽易な行為については、この限りでない。

(工事原因者の工事の施行等)

第15条 市長は、次に掲げる行為等により必要となった法定外公共物に関する工事又は維持について、当該行為等をした者に行わせることができる。

(1) 法定外公共物の維持管理に関係のない工事

(2) 法定外公共物を損傷し、又は汚損する行為

(3) 法定外公共物の補強、拡幅等の構造変更

2 前条又は前項に規定する法定外公共物に関する工事又は維持に要する費用は、当該行為等をした者の負担とする。

(監督処分)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、使用許可若しくは施行承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は法定外公共物を原状に回復するよう命ずることができる。

(1)～(3) (略)

2 (略)

第17条 (略)

(過料)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第3条第1号から第3号までに規定する行為をした者

(2)~(4) (略)

2 (略)

第19条 (略)

別表 (第6条関係)

区分	単位	使用料
電柱及び電話柱	1本につき1年	2,000 円
その他の柱類		120円
共架電線その他の線類	長さ1メートル につき1年	12円
変圧塔その他これらに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	2,400 円
郵便差出箱及び信書便差出箱		990円

第17条 (略)

(過料)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第3条各号に掲げる行為をした者

(2)~(4) (略)

2 (略)

第19条 (略)

別表 (第6条関係)

区分	単位	使用料
電柱及び電話柱	1本につき1年	2,400 円
その他の柱類		140円
共架電線その他の線類	長さ1メートル につき1年	14円
変圧塔その他これらに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	2,800 円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1,200 円

水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	71円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		110円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		140円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		280円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		710円
	外径が1メートル以上のもの		1,400円
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	710円

水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	84円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		130円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		170円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		340円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		840円
	外径が1メートル以上のもの		1,700円
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	840円

工事用板囲、足場その他の工事用施設	使用面積1平方メートルにつき 1月	340円
橋梁、栈橋、上屋その他これらに類する 工作物	使用面積1平方メートルにつき	360円
その他のもの	1年	<u>2,400</u> 円

備考

- この表において「共架電線」とは、電柱を設置する者以外の者が当該電柱に設置する電線をいう。
- 使用料の算定の基礎となる面積、長さ等について、1メートル又は1平方メートルに満たない端数があるときは、これをそれぞれ1メートル又は1平方メートルとみなす。
- 使用料の算定の基礎となる期間が1月未満であるものの使用料の額は、算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。

工事用板囲、足場その他の工事用施設	使用面積1平方メートルにつき 1月	340円
橋梁、栈橋、上屋その他これらに類する 工作物	使用面積1平方メートルにつき	360円
その他のもの	1年	<u>2,800</u> 円

備考

- この表において「共架電線」とは、電柱を設置する者以外の者が当該電柱に設置する電線をいう。
- 使用料の算定の基礎となる面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートルに満たない端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 使用料の算定の基礎となる期間が1月未満であるものの使用料の額は、算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。

- 4 年額による使用料が定められている場合は、当該使用料は月割りにより算定するものとする。
- 5 使用料の算定の基礎となる期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とみなして使用料を算定する。
- 6 算定した使用料の額が100円に満たないときは、これを100円とする。
- 7 算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。
(新設)
- 8 さや管又は防護受け等の保護物件を伴うもの(以下この項において「使用物件」という。)については、当該さや管又は防護受け等の保護物件も含めて一体の使用物件とみなして使用料の額を算定するものとする。

- 4 年額による使用料が定められている場合は、当該使用料は月割りにより算定するものとする。
- 5 使用料の算定の基礎となる期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とみなして使用料を算定する。
- 6 算定した使用料の額が使用1件につき100円に満たないときは、これを100円とする。
- 7 算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。
- 8 算定した使用料の額が使用1件につき1円に満たないときは、使用料を徴収しないものとする。
- 9 さや管又は防護受け等の保護物件を伴うもの(以下この項において「使用物件」という。)については、当該さや管又は防護受け等の保護物件も含めて一体の使用物件とみなして使用料の額を算定するものとする。

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(使用料等の算定)</p> <p>第21条 使用料及び占用料（以下「使用料等」という。）の算定方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 年単位で計算するもので、その期間が1年未満のものは、1月につき年額の12分の1に相当する額に月数（1月未満のものは、1月とする。）を乗じて得た額</p> <p>(2) 月単位で計算するもので、その期間が1月未満のものは、1月分として算定した額</p> <p>2 占用期間が1月未満であるときは、第12条第2項及び前項の規定により算定した占用料の額に100分の108を乗じて得た額とする。</p> <p>3 <u>使用又は占用の面積が1平方メートルに満たないとき及びその面積に1平方メートルに満たない端数があるときはこれを1平方メートルに、その長さが1メートルに満たないとき及びその長さに1メートルに満たない端数があるときはこれを1メートルに切り上げて計算する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(使用料等の算定等)</p> <p>第21条 使用料及び占用料（以下「使用料等」という。）の算定方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 年単位で計算するもので、その期間が1年未満のものは、1月につき年額の12分の1に相当する額に月数（1月未満のものは、1月とする。）を乗じて得た額</p> <p>(2) 月単位で計算するもので、その期間が1月未満のものは、1月分として算定した額</p> <p>2 占用期間が1月未満であるときは、第12条第2項及び前項の規定により算定した占用料の額に100分の108を乗じて得た額とする。</p> <p>3 <u>使用面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</u></p> <p>4 <u>算定した使用料等の額が使用又は占用1件につき100円に満たないときは、これを100円とする。</u></p> <p>5 <u>算定した使用料等の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</u></p>

(新設)

第22条～第38条 (略)

別表第1 (第12条関係)

種別		単位	金額
公園施設を設ける場合	土地を使用する場合	使用面積1平方メートルにつき1年	850円
	水面を使用する場合	使用面積1平方メートルにつき1年	160円
公園施設を管理する場合	売店、レストラン等	使用面積1平方メートルにつき1年	1,470円
	駐車場等	使用面積1平方メートルにつき1年	1,150円

別表第2 (第12条関係)

種別			単位	金額
占用法第7条第1号に掲げるものの	電柱、電話柱及び支線柱	第1種電柱	1本につき1年	1,300円
		第2種電柱		2,000円
		第3種電柱		2,700円

6 第12条及び前各項の規定にかかわらず、算定した使用料等の額が、使用又は占用1件につき1円に満たない場合は、使用料等を徴収しない。

第22条～第38条 (略)

別表第1 (第12条関係)

種別		単位	金額
公園施設を設ける場合	土地を使用する場合	使用面積1平方メートルにつき1年	990円
	水面を使用する場合	使用面積1平方メートルにつき1年	190円
公園施設を管理する場合	売店、レストラン等	使用面積1平方メートルにつき1年	1,700円
	駐車場等	使用面積1平方メートルにつき1年	1,300円

別表第2 (第12条関係)

種別			単位	金額
占用法第7条第1号に掲げるものの	電柱、電話柱及び支線柱	第1種電柱	1本につき1年	1,600円
		第2種電柱		2,400円
		第3種電柱		3,300円

		第1種電話柱		1,200 円
		第2種電話柱		1,900 円
		第3種電話柱		2,600 円
		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	12円
		変圧塔その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,400 円
			1個につき1年	2,400 円
法第7条 第2号に 掲げるもの	管路	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	50円
				71円
				110円
				140円
		外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		
		外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		
		外径0.15メートル以上0.2メートル未		

		第1種電話柱		1,400 円
		第2種電話柱		2,200 円
		第3種電話柱		3,100 円
		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	14円
		変圧塔その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,800 円
			1個につき1年	2,800 円
法第7条 第2号に 掲げるもの	管路	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	59円
				84円
				130円
				170円
		外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		
		外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		
		外径0.15メートル以上0.2メートル未		

満のもの		
外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		210円
外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		280円
外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		500円
外径0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		710円
外径1.0メートル以上のもの		1,400円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円
法第7条第3号に掲げるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
令第12条第1号の2及び第1号の3に掲げるもの		2,400円
令第12条第2号、第2号の2及び第2		2,400円

満のもの		
外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		250円
外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		340円
外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		590円
外径0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		840円
外径1.0メートル以上のもの		1,700円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,700円
法第7条第3号に掲げるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
令第12条第1号の2及び第1号の3に掲げるもの		2,800円
令第12条第2号、第2号の2及び第2		2,800円

号の3に掲げるもの			円
令第12条第3号及び第4号に掲げるもの			1,700円
法第7条第4号に掲げるもの	郵便差出箱及び信書差出箱	1個につき1年	990円
	公衆電話所		2,400円
令第12条第1号に掲げるもの		1本につき1年	1,900円
令第12条第5号及び第6号に掲げるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	2,400円
令第12条第7号及び第8号に掲げるもの		占有面積1平方メートルにつき	340円
その他の占有		1月	115円
使用料	露天営業その他これに類する目的でする使用	使用面積1平方メートルにつき	80円
	広告宣伝又は放送の目的でする使用	1日	320円
業として撮影の目的でする使用		1回(2時間以内)につき	6,480円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的でする使用		使用面積10平方メートルにつ	20円

号の3に掲げるもの			円
令第12条第3号及び第4号に掲げるもの			1,700円
法第7条第4号に掲げるもの	郵便差出箱及び信書差出箱	1個につき1年	1,200円
	公衆電話所		2,800円
令第12条第1号に掲げるもの		1本につき1年	2,200円
令第12条第5号及び第6号に掲げるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	2,800円
令第12条第7号及び第8号に掲げるもの		占有面積1平方メートルにつき	540円
その他の占有		1月	130円
使用料	露天営業その他これに類する目的でする使用	使用面積1平方メートルにつき	93円
	広告宣伝又は放送の目的でする使用	1日	370円
業として撮影の目的でする使用		1回(2時間以内)につき	7,600円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的でする使用		使用面積10平方メートルにつ	23円

その他の使用	き 1 日	2 0 円	その他の使用	き 1 日	2 3 円
--------	-------	-------	--------	-------	-------

<議案第129号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例>
 堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第2条、第3条、第4条関係） 1 市長の附属機関				別表（第2条、第3条、第4条関係） 1 市長の附属機関			
附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
（略）				（略）			
堺市美原区 役所指定管 理者候補者 選定委員会	美原区役所が所管す る公の施設の管理を 行わせる指定管理者 の候補者の選定につ いての審議及び審査 に関する事務	8人以内	委嘱され、 又は任命さ れた日から その日が属 する年度の 末日まで	堺市美原区 役所指定管 理者候補者 選定委員会	美原区役所が所管す る公の施設の管理を 行わせる指定管理者 の候補者の選定につ いての審議及び審査 に関する事務	8人以内	委嘱され、 又は任命さ れた日から その日が属 する年度の 末日まで
堺市プロポ ーザル方式 による英語 教育に関す る人材派遣 業務事業者 選定委員会	本市が発注する人材 派遣業務（英語教育 に関するものに限 る。）に係る随意契 約の締結に当たって 行う公募型プロポー ザル方式又は指名型 プロポーザル方式に よる事業者の選定に ついての審議及び審 査に関する事務	8人以内	委嘱され、 又は任命さ れた日から 事業者を選 定される日 まで	堺市プロポ ーザル方式 による英語 教育に関す る人材派遣 業務事業者 選定委員会	本市が発注する人材 派遣業務（英語教育 に関するものに限 る。）に係る随意契 約の締結に当たって 行う公募型プロポー ザル方式又は指名型 プロポーザル方式に よる事業者の選定に ついての審議及び審 査に関する事務	8人以内	1年

平成 29 年第 4 回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

平成 29 年 11 月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-17-0084

